

岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱

農 林 水 産 部 長 通 知
制 定 平成14年10月 1 日付け組第 3 1 0 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け組第 5 4 号

第 1 趣旨

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営の展開を図ろうとする場合における必要な長期資金の融通については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

第 2 農業経営改善関係融資制度資金の内容等

1 対象資金

本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

- (1) 農業近代化資金（岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和50年 8 月20日付け農経第559号農林部長通知。以下「県近代化資金制度運営要綱」という。）第 2 に定める資金をいう。以下同じ。）

- (2) 株式会社日本政策金融公庫資金

ア 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に定める資金をいう。以下同じ。）

イ 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める資金をいう。以下同じ。）

ウ 農業改良資金（農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年 7 月 9 日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「改良資金制度運用基本要綱」という。）第 3 及び岡山県農業改良資金貸付規則（平成14年岡山県規則第88号）第 2 条に定める資金（注）をいう。以下同じ。）

エ 青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年 4 月 1 日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知。以下「就農基本要綱」という。）第 3 に定める資金をいう。以下同じ。）

- (注 1) 農業改良資金のうち、同要綱第 4 の 1 に定める者が同資金を借り入れる場合の手続きについては、改良資金制度運用基本要綱に定めるところによるものとする。

- (注 2) 融資機関が、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、担い手

が営農に際し必要とする500万円以下の小口融資について、無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（クイック融資）による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、別に定めるところにより対応するものとする。

2 対象資金の性格等

- (1) 農業近代化資金は、経営意欲と能力をもって農業を営む者（県近代化資金制度運営要綱第2の2の(1)のア及び(2)に掲げる者をいう。以下同じ。）に対し、農業経営の展開を図るのに必要な長期・有利子資金であって、本要綱対象資金の取扱いを行っている農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「民間金融機関」という。）が貸し付ける資金に利子補給を行うものである。
- (2) 農業経営基盤強化資金及び経営体育成強化資金は、経営改善を図るのに必要な長期・有利子資金であって、民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（受託金融機関を含む。以下「政策公庫」という。）が融資を行うものである。
- (3) 農業改良資金は、農業関連事業者等（改良資金制度運用基本要綱第3の1に掲げる者をいう。以下同じ。）が新作物分野又は流通加工分野若しくは新技術にチャレンジする場合の長期・無利子資金であって、政策公庫が融資を行うものである。
- (4) 青年等就農資金は、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）が青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ）の目標達成を図ろうとする場合の長期・無利子資金、政策公庫が融資を行うものである。
- (5) (1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる資金の併せ貸しは可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わないものとする。

3 他の資金制度との関係

- (1) 2の(2)の経営体育成強化資金を融資する場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含むときは、本要綱でなく、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知及び岡山県農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年8月27日付け組第297号知事通知）により対応するものとする。
- (2) 基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、農業経営改善促進資金（農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号

農林水産事務次官依命通知) 第4に定める資金をいう。) の融通を受けることができるものとする。

- (3) 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置について（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知。以下「アグリビジネスの強化を推進するための金融措置」という。）第2に定める資金をいう。）の融通を受けることができるものとする。

第3 共通事項

本要綱対象資金の融通について、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 融資機関の位置付け

融資機関は、本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応が行える民間金融機関及び政策公庫をいうものとする。

2 関係機関の位置付け

- (1) 関係機関は、県民局（農業普及指導センターの事務に係るものを除く。以下同じ。）、農業普及指導センター、市町村、農業委員会、市町村地域農業再生協議会、青年農業者等育成センター及び岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）等をいうものとする。
- (2) なお、本要綱で定める県民局、農業普及指導センター、市町村、農業委員会及び市町村地域農業再生協議会、（以下「行政機関等」という。）とは、借入希望者（本要綱対象資金の融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）が主として農業経営を行う営農地の所在地を管轄する行政機関等をいうものとするが、これにより難しい場合にあっては、関係者が協議を行い決定した行政機関等をいうものとする。

3 窓口機関の位置付け

借入申込希望書兼経営改善資金計画書（以下「経営改善資金計画書」という。）、個人情報取扱いに関する同意書（様式第1号）等の提出先となる窓口機関は、本要綱対象資金の取扱いを行っている民間金融機関及び政策公庫をいうものとする。

4 各機関が担当する主な分野

- (1) 融資機関
- ア 融資の可否決定及び融資
 - イ 資金の借入資格要件
 - ウ 直近の経営状況の分析
 - エ 経営改善の見通し

- オ 融資返済の可能性
- (2) 県民局
 - ア 資金の借入資格要件
 - イ 関係法令に基づく土地利用の計画及び規制
 - ウ 農畜産物の生産調整
 - エ 環境保全その他の県行政施策との整合性
 - オ 農業近代化資金に係る利子補給の可否及び承認
 - カ 認定新規就農者の貸付に関する意見書
 - キ 飼養衛生管理基準の遵守状況
- (3) 農業普及指導センター
 - ア 経営改善資金計画の内容の妥当性
 - イ 農業改良資金に係る貸付資格の認定
 - ウ 借入希望者の経営意欲、技術及び能力
 - エ 経営改善の見通し
 - オ 認定新規就農者の貸付に関する意見書
- (4) 市町村
 - ア 資金の借入資格要件
 - イ 地域農業振興計画等との整合性
 - ウ 関係法令に基づく土地利用の計画及び規制
 - エ 環境保全その他の市町村行政施策との整合性
 - オ 農業近代化資金に係る利子補給の可否及び決定
- (5) 農業委員会
 - ア 関係法令に基づく土地利用の計画及び規制
 - イ 借入希望者の経営意欲
- (6) 市町村地域農業再生協議会
 - ア 経営改善の見通し
 - イ 直近の経営状況の分析
 - ウ 借入希望者の経営意欲
 - エ 岡山県農業再生協議会との調整
- (7) 基金協会
 - ア 経営改善の見通し
 - イ 債務保証の可否及び承諾

5 農業者の手続等

- (1) 経営改善資金計画書の作成等
 - ア 借入希望者は、これまでの経営状況はどうなっているのか、経営改善（認定就農計画（基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項の規定により認定された青年等就農計画をいう。以下同じ。）の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か、経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるのか、融資返済は可能か等について、自ら真

剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を作成するものとする。

なお、1回の借入希望額が個人にあっては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあっては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）においては、様式第1号の経営改善資金計画書のうち様式第1号の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入を予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入を含む場合及び借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする（ただし、被災借入希望者を除く。）。

イ 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書等の記載不備を理由に、3の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する事前相談を行っている融資機関及び関係機関に対しては、インターネット等により事前相談を行うことができるものとする。

(2) 経営改善資金計画書の作成に関する指導・助言

借入希望者から相談を求められた各機関は、借入希望者の借入資格要件、経営能力、経営改善の可能性及び融資返済の可能性等について、借入希望者と協議の上、適切な経営改善資金計画書の作成に向けて指導・助言を行うものとする。

特に、借入希望者が認定新規就農者である場合は、関係機関に経営改善資金計画書の作成指導を受けるものとする。

(3) 経営改善資金計画書等の提出

ア 借入希望者は、融資の可否についての回答を受けるまでに1か月半程度の期間を要することを考慮の上、実際に資金を必要とする日より極力早い時期に経営改善資金計画書及び見積書等必要と認められる書類を添えて、窓口機関に提出するものとする。

イ なお、借入希望者が認定農業者の場合、アの書類のほか農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては、アの書類のほか青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを、窓口機関に併せて提出するものとする。

また、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、様式第2-1号の認定新規就農者の貸付けに関する意

見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

ウ 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

エ 窓口機関は、認定新規就農者からイ及びウの書類等を受理した場合、県民局及び農業普及指導センター（以下「県民局等」という。）にオの認定新規就農者の貸付に関する意見書の提出を依頼する。

オ 借入希望者が認定新規就農者である場合、県民局等は別に定める方法により、意見書を作成し、窓口機関に原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により提出するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者がイの規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県民局等は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の様式第2-2号の確認書を提出することができるものとする。

カ 借入希望者が農業改良資金の借入を希望する場合は、岡山県農業改良資金事務取扱要領（以下「改良資金事務要領」という。）に規定する貸付資格認定の手続きを併せて行うよう留意する。

6 窓口機関の手続等

(1) 融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿（同処理票様式：別紙1）及び融資相談案件処理簿（同処理票様式：別紙2の1及び同2）を整備するものとする。

また、窓口機関は、5の(1)のイに基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

(2) 関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱いについては第6の3及び4に留意することとする。）

なお、窓口機関が関係書類の写しを岡山県特別融資制度推進会議設置要領（平

成15年1月15日付け組第508号農林水産部長通知)第2に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)の事務局に原則として電磁的記録により送付すれば、推進会議が窓口機関に代わって関係機関への通知を行えることとする等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

ア 窓口機関が政策公庫である場合には、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には、政策公庫に対し、直ちに5の(3)により提出された経営改善資金計画書等(以下「関係書類」という。)の写しを原則として電磁的記録により送付するとともに、県民局及び市町村に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続を行った場合であり、かつ、10の融資機関相互の分担関係の基準に照らして当該窓口機関が融資機関として単独で対応することが適当であると判断したときは、他の融資機関に当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

イ 借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借入を希望する場合にあっては、その意思を尊重し、窓口機関は次に定めるところにより関係書類を回付するとともに、県民局及び市町村に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

また、回付を受けた各融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等(アの手続を除く。)に準ずるものとする。

(ア) 政策公庫資金の借入れを希望する場合は、政策公庫岡山支店

(イ) 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関

ウ 窓口機関は、10の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する(農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が政策公庫資金を転貸する場合を含む。)ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。

エ 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこととする。

(ア) ア又はイの手続を行うとともに、次に掲げる推進会議の構成員に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

① 借入申込案件について、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(当該借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会)に委任する場合 当該委任を受けた融資機関

② ①に該当しない場合 推進会議の事務局その他直接関係を有する構成機関

- (イ) 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金（青年等就農計画に基づく場合に限る。）、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定（農業経営改善計画と経営改善資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めることとする。

なお、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定機関である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

また、農業経営改善計画書の計画期間内において、農業経営基盤強化資金の借入を複数回予定している場合、別紙4の要件を満たせば、その計画期間内の経営改善資金計画を一括して推進会議に認定を求めることができるものとする。この場合、2回目以降の融資手続については、認定された経営改善資金計画に沿って、第3の13の(2)から行うものとする。

- (ウ) 農業改良資金の貸付けについては経営改善資金計画書について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要と認める場合には、メンバー間で経営改善資金計画書の内容について協議するものとする。

オ 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、ア又はイの手続きを含め、エの(ア)の①又は②に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付し、経営改善資金計画書についての認定（経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めることとする。

なお、市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

- (ア) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

- (イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

- (ウ) 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

カ 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を岡山県農業経営・就農支援センター（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依名通知）別記1の第2等に基づき、県段階に整備された体制をいう。以下同じ。）に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

7 県民局の手続等

- (1) 6の(2)により窓口機関から関係書類の送付を受けた県民局は、直ちに農業

普及指導センターに關係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

- (2) 農業普及指導センターから農業改良資金に係る貸付資格の認定に関する意見を付した融資審査等総括表（様式第3号。以下「総括表」という。）を受付したときは、政策公庫若しくは、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関及び基金協会（借入希望者が基金協会による保証を全く希望しない場合を除く。）に当該総括表の写しに改良資金事務要領に規定する貸付資格認定通知書を添えて、原則として電磁的記録により送付するものとする。
- (3) 意見書の取扱いについては、5の(3)のオのとおりとする。

8 農業普及指導センターの手續等

- (1) 7の(1)により県民局から關係書類の送付を受けた農業普及指導センターは、農業改良資金に係る貸付資格の認定に関する意見を付した総括表を作成し、速やかに県民局に原則として電磁的記録により提出するものとする。
- (2) 意見書の取扱いについては、5の(3)のオのとおりとする。

9 市町村の手續等

- (1) 6の(2)のエの場合には、市町村は、融資機関と協議の上、経営改善資金計画について推進会議に諮り、認定を行うものとする。
- (2) 農業改良資金の貸付けについては、推進会議が特に必要と認めるときは、メンバー間で経営改善資金計画の内容について協議するものとする。

10 融資機関相互の分担關係の基準

- (1) 6の(2)により窓口機関から關係書類の送付を受けた各融資機関の分担關係の基準は、次に定める分担關係を基本とするものとする。

ただし、必要に応じて融資機関の協議によって分担關係は修正することができるものとする。

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して政策公庫が対応するものとする（認定新規就農者向けの資金は除く。）。

イ 資金使途として農地等の取得を含む場合は、少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して政策公庫が対応するものとする。

ウ 借入額が認定農業者については1,800万円（法人にあっては3,600万円）、認定農業者以外の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人、任意団体にあっては3,000万円）を超える場合は、当該超える部分は政策公庫が対応するものとする。（農業改良資金を除く。）

エ 借入希望者が認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、政策公庫が対応するものとする。

オ その他の場合にあつては、民間金融機関が対応するものとする。

- (2) なお、農業改良資金の活用が考えられる場合には、政策公庫（政策公庫の受託金融機関を含む。）は、農業普及指導センター等県民局関係機関と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう必要な手続を進めるものとする。

11 融資機関の融資審査

- (1) 6の(2)により窓口機関から関係書類の送付を受けた融資機関は、10の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。
- (2) 融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の経営改善資金計画書の審査の考え方を参考として、責任をもって判断するものとする。
- (3) 融資機関は、窓口機関が関係書類を受付してから、原則として1か月半以内に融資の可否決定を行うものとする。
- (4) 融資機関は、(2)の判断に際して、借入希望者から必要な関係書類の徴求を行うことができるほか、必要がある場合には、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

この場合、融資機関は、4の各機関が担当する分野を参考に意見を求めるものとする。

- (5) 融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成の可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、借入希望者に対して1年間関係機関の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとするが、この決定に当たっては、借入希望者の経営能力・技術力の向上により真に経営改善資金計画の達成が見込まれる場合に限るものとする。

ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、農業普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

- (6) 民間金融機関は、借入希望者が機関保証を希望しており、当該民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、基金協会と連携を図りながら並行して融資審査を進めるものとする。
- (7) 融資機関が融資を行おうとするときは、県民局長に対して行う農業近代化資金に係る利子補給承認申請手続の準備又は農業改良資金に係る貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。
- (8) 融資機関は、融資審査を進める中で、当該融資機関としては融資できない可能性が高いと判断したときは、窓口機関の受付の日から3週間以内に、他の融資機関（政策公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは政策公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。
- (9) 窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

- (10) 融資機関は、(9)において融資を行わない旨を通知する場合又は窓口機関が関係書類を受付してから1か月半以内に融資の可否決定の手続が終了していないとき（以下「手続未了」という。）は、借入希望者ごとにその理由を記載した総括表により通知するものとする。
- (11) 融資機関が融資の可否決定（手続未了を含む。）を行った場合には、総括表の写し等により県民局及び市町村に原則として電磁的記録により通知するものとする。
- (12) 融資機関から融資の可否決定の通知を受けた県民局は、農業普及指導センター及び基金協会（借入希望者及び民間金融機関が基金協会による保証を全く希望しない場合を除く。）に原則として電磁的記録により通知するものとする。

12 関係機関の融資審査等

- (1) 県民局は、窓口機関から送付された関係書類等を基に、農業近代化資金に係る利子補給承認について審査を行い、その結果を融資機関、市町村及び基金協会（借入希望者及び民間金融機関が基金協会による保証を全く希望しない場合を除く。）に原則として電磁的記録により通知するものとする。
- (2) 農業普及指導センターは、県民局等関係機関から経営改善資金計画等に関する意見を求められた場合には、速やかに原則として電磁的記録により回答するものとする。
- (3) 市町村は、窓口機関から送付された関係書類等を基に、農業近代化資金に係る利子補給承認の可否等について融資審査を行い、その結果を総括表により融資機関、県民局及び基金協会（借入希望者及び民間金融機関が基金協会による保証を全く希望しない場合を除く。）に原則として電磁的記録により通知するものとする。
- (4) 基金協会（借入希望者及び民間金融機関が基金協会による保証を希望する場合に限る。）は、県民局から送付された関係書類等を基に、債務保証の諾否の見通しについて審査を行い、その結果を融資機関及び県民局に原則として電磁的記録により通知するものとする。
- (5) 11の(4)により意見を求められた関係機関は、自らの立場で判断し意見を求めた融資機関に対し、速やかに原則として電磁的記録により回答するものとする。

13 借入希望者への通知等

- (1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (2) 融資が可能である旨を決定した融資機関は、窓口機関に融資審査の結果を通知する。
- (3) 窓口機関は、借入希望者に対して融資の可否決定（手続未了を含む。）について、原則として毎月10日に通知するものとする。

なお、手続未了の場合には、借入希望者にその理由を通知するものとし、融

資を行わない旨の通知を行うときは、総括表により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

- (4) 融資が可能である旨を決定した融資機関は、借入希望者に融資審査の結果を通知するとともに、正式な借入申込書（様式第4号）等のほか、基金協会による債務保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（様式第5号）等の必要書類について、当該通知日から3日以内に提出するよう求めるものとする。

なお、農業近代化資金及び農業改良資金の場合であって、借入希望者が農業を営む任意団体（県近代化資金制度運営要綱第2の2の(1)のアの(カ)のa及び(キ)並びに改良資金制度運用基本要綱第3の1の(1)のオ及びカに掲げる者をいう。）のときは、借入申込書及び借入申込書兼債務保証委託申込書に連帯債務申込書（様式第6号）を添付するよう求めるものとする。

- (5) 6の(2)のイの手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借入ることを希望する場合の手続）によるときは、借入希望者が5の(3)により経営改善資金計画書等を提出する時に、融資機関は、(4)に定める書類の提出を求めることができるものとする。

14 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- (2) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る基金協会の保証については、融資が決定されることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、ア又はイの額をいい、青年等就農資金にあつては、ウの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで基金協会による保証を行うものとする。

なお、県近代化資金制度運営要綱第2の1の(1)及び(2)の資金は、分けて取り扱うものとする。

ア 認定農業者に貸し付ける場合は、個人にあつては1,800万円、法人にあつては3,600万円

イ 認定農業者以外の担い手に貸し付ける場合は、個人にあつては1,500万円、法人、任意団体にあつては3,000万円

ウ 認定新規就農者に貸し付ける場合は、3,700万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書の場合にあつては1億円）

- (3) 基金協会による保証は、政策公庫資金（農業協同組合等を通じた転貸の場合を除く。）には付することができないものとする。

第4 利子補給承認の時期等

農業近代化資金に係る利子補給承認の時期については、次に定めるところによるものとする。

なお、県民局長が第2の1に定める対象資金の審査を行う場合は、既に関係機関相互間の緊密な連携と協議が図られていることに鑑み、農業近代化資金に係る利子補給対象事業の適否について、岡山県農業制度資金運営会議要綱（昭和53年3月31日付け農指第1445号農林部長通知）に基づく地方運営会議の審査を省略することができるものとする。

- 1 第3の13の（3）により借入希望者に融資が可能である旨を通知した融資機関は、借入申込書等の関係書類を、当該月の15日までに県民局長に原則として電磁的記録により提出するものとする。
- 2 県民局は、1により融資機関から提出された書類について内容を審査の上、原則として当該月の25日までに利子補給の承認を行うものとする。
- 3 2において利子補給の承認を行った場合は、原則として承認月の翌月の初日を貸付予定日とするものとする。

第5 融資実行後の措置

- 1 資金借受者は、経営改善資金計画期間中又は経営改善資金計画が達成されるまでの間、毎年、経営状況報告書（様式第7号）により経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、収支計画の作成を省略して融資を受けた資金借受者にあつては、融資機関から、経営状況報告書を参考として当該融資機関が定める様式により経営状況の報告を求められる場合を除いて、報告を省略することができるものとする。

- 2 融資機関は、1により資金借受者から提出された経営状況報告書に基づいて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適宜適切な経営指導等を積極的に行うものとする。
- 3 融資機関は、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うため農業普及指導センターから1に定める経営状況報告書の提出を求められた場合には、遅延なく当該報告書の写しを原則として電磁的記録により提出するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、農業普及指導センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることを鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、借入者から提出される経営状況の報告書の写しをすべて原則として電磁的記録により送付するものとする。

第6 その他

- 1 融資機関及び関係機関は、借入希望者が資金を必要とするときに貸付実行が確実に行われるよう、相互に連携を図り適切かつ円滑な融資手続に努めるとともに、

融資後、経営改善が確実になされるよう、適切な指導を行うこととする。

特に、認定新規就農者の場合にあっては、濃密な指導を行うよう努めることとする。

- 2 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 3 融資機関、県、市町村、及びその他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等(意見書及び確認書を含む。)の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 4 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第3の6の(2)の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書(様式第1号の裏面)により同意を求めることとする。

附 則(平成14年10月1日付け組第310号)

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日付け組第637号)

1 この要綱は、平成15年4月1日以降に借入申込希望書が窓口機関に提出されたものから適用する。

2 この要綱の適用日前に借入申込希望書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成16年9月24日付け組第248号)

1 この要綱は、平成16年9月1日以降に借入申込希望書が窓口機関に提出されたものから適用する。

2 この要綱の適用日前に借入申込希望書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日付け組第548号)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年5月27日付け組第88号)

この要綱は、平成17年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月31日付け組第523号)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月12日付け組第50号)

この要綱は、平成18年5月12日から施行し、改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月21日付け組第125号)

この要綱は、平成19年6月21日から適用する。

附 則(平成20年4月21日付け組第48号)

この要綱は、平成20年4月21日から適用する。

附 則(平成20年10月15日付け組第242号)

1 この要綱は、平成20年10月15日から施行し、改正後の規定は、平成20年10月1日から適用する。

2 ただし、苦情等相談処理票及び融資相談案件処理票の取扱いについては、施行日から適用する。

附 則(平成20年12月18日付け組第316号)

1 この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

2 ただし、改正前の経営改善資金計画書は、平成21年1月30日まで使用できるものとする。

附 則(平成21年4月9日付け組第23号)

この要綱は、平成21年4月9日から施行し、改正後の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月12日付け組第88号)

この要綱は、平成21年6月12日から施行し、改正後の規定は、平成21年6月15日から適用する。

附 則(平成22年3月3日付け組第365号)

1 この要綱は、平成22年3月10日以降に借入申込希望書が窓口機関に提出されたものから適用する。

2 この要綱の適用日前に借入申込希望書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 4 月 21 日付け組第 45 号）

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 23 日以降に借入申込希望書が窓口機関に提出されたものから施行する。
- 2 この要綱の施行前に借入申込希望書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 10 月 1 日付け組第 239 号）

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日以降に借入申込希望書が窓口機関に提出されたものから施行する。
- 2 この要綱の施行前に借入申込希望書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 5 月 2 日付け組第 70 号）

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 2 日以降に借入申込希望書が窓口機関に提出されたものから施行する。
- 2 この要綱の施行日前に借入申込希望書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日付け組第 468 号）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日以降に借入申込希望書が窓口機関に提出されたものから施行する。
- 2 この要綱の施行日前に借入申込希望書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日付け組第 431 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日付け組第 28 号）

この要綱は、この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱の施行前に旧認定就農計画（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「農業構造改善推進法」という。）第 4 条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する「認定就農計画」（農業構造改善推進法第 4 条附則第 8 条第 1 項に定めるものを含む。））により、農業近代化資金又は経営体育成強化資金実施要綱第 2 の I の 1 の (2) の資金を借り入れる場合の手続きについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日付け組第 359 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け組第 39 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 12 日付け組第 263 号）

この要綱は、平成 29 年 1 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 14 日付け組第 15 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 8 月 21 日付け組第 173 号）

この要綱は、平成 29 年 8 月 21 日から施行し、平成 29 年 8 月 21 日から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 19 日付け組第 38 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 19 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 5 月 23 日付け組第 74 号）

この要綱は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け組第 31 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け組第 43 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 6 日付け組第 181 号）

この要綱は、令和 2 年 10 月 6 日から施行し、令和 2 年 9 月 30 日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日付け組第 213 号）

この要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 12 日付け組第 266 号）

この要綱は、平成 3 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け組第 57 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 5 の (3) のウの規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。
- 3 岡山県農業経営・就農支援センターについては、令和 4 年 5 月 17 日までは旧名称「岡山県農業経営相談所」を用いる

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け組第 54 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。